

週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領（案）

1 目的

建設業界では若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。より多くの建設会社が必要性を認識し、休日を拡大する雰囲気醸成していくことが重要となる。本制度では、休日取得率に応じた、工事成績の評定を行うことで、段階的に無理なく週休2日を導入することを目指す。

2 対象工事

- ・基本的に全工事を対象とするが、契約後に受注者からの提案・協議により決定する。
(手挙げ方式による受注者の選択制。)

※ただし、①「県土整備部土木請負工事成績評定の実施要領」において工事成績評定の対象外となる総価契約単価取決方式による工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事、②災害復旧工事や終日通行規制工事など、早期復旧、早期開通が望まれる工事は、本制度の対象としない。

3 試行方法

- ・入札段階（入札公告、特記仕様書）で、週休2日制度の活用を選択できることを明記する。
(別紙参照)
- ・受注者は契約後、監督員と協議のうえ、週休2日制度を活用する場合は、週休2日を反映した施工計画書を提出する。
- ・発注者は受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。
- ・受注者は下請け企業に対し、週休2日の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。

4 工事成績評定

現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕における休日取得率によって加点する。（考査項目別運用表：主任監督員の創意工夫欄にて加点）

評 価	
休日取得率	加点
85%以上	3点
75%以上	2点
60%以上	1点

※休日取得率

現場稼働中の工期を対象に、土曜日曜の休日実施日数を土曜・日曜の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。（祝日及び悪天候により土日に作業を行い振替休日を取得した場合は休日とカウントしない。）

<参考>

月1回土曜休みで+1点、月2回土曜休みで+2点の加点が可能で、各受注者の事情にあわせて、段階的に週休2日制度へ移行できる仕組みとしている。

月1回土曜休み 63% (5/8)、月2回土曜休み 75% (6/8)、月3回土曜休み 88% (7/8)

5 確認方法等

- ・ 工事現場の休工状況は工事履行報告書により確認する。(受注者からの申告制)
- ・ 土日に現場作業をしていなければ、休日としてカウントする。
- ・ 受注者の作業員や下請け企業が休日に他の現場に従事することを制限しない。
(日給の作業員の月収が減少する問題があるため。)
- ・ 現場代理人等(監理技術者、主任技術者)が休日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から適用する
平成30年 4月 1日一部改定